

## ～市全域の合併処理浄化槽整備を目指して～

広報たがわ8月1日号では、住民のみなさんによる「合併処理浄化槽(以下「浄化槽」という。)」の「正しい使い方」をお知らせしました。

9月1日号では「浄化槽の管理ってなに?」「浄化槽はどうやって管理するの?」といった意外と知られていない「管理の仕組み」をお知らせします。

## 浄化槽の管理ってなに?

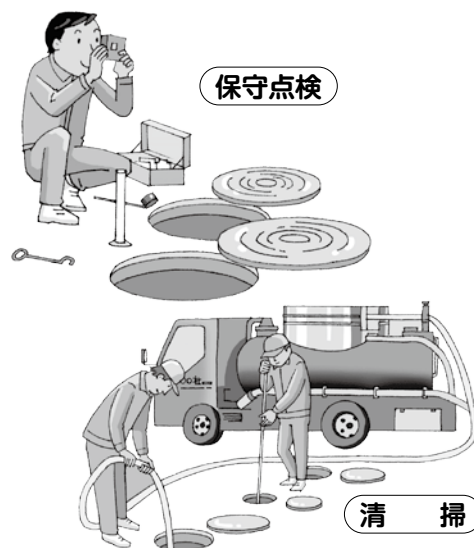
浄化槽の機能をきちんと発揮させるためには、住民のみなさんによる浄化槽の「正しい使い方」だけでなく、浄化槽の【日頃のメンテナンス】と【定期的な検査】が大切です。【日頃のメンテナンス】とは、「保守点検」と「清掃」と呼ばれる維持管理作業のことです。車で例えると、点検整備やオイル交換のようなものです。

## 「保守点検」

装置の点検や機器の調整・修理、消毒剤の補充などの作業です。浄化槽の機能を維持するため、年に3回以上の点検が必要です。

## 「清掃」

浄化槽内にたまった固形物や汚泥を浄化槽の外へ取り除き、機器類を洗浄、清掃する作業です。浄化槽内では、固形物や汚泥が少しずつたまり、放っておくと浄化槽の機能が低下してしまいます。年1回以上の清掃で、汚れを取り除くことが必要です。



【定期的な検査】とは「保守点検」や「清掃」が正しく行われているか、浄化槽が正常に機能しているかを確認する「法律で定められた検査(以下「法定検査」という。)」のことです。

法定検査には、浄化槽を使い始めて3か月経過してから5か月以内に行う「設置後等の水質検査」と、その後毎年1回定期的に行う「定期検査」があります。車で例えると、定期的に出す車検のような仕組みです。

## 浄化槽はどうやって管理するの?

浄化槽は、定期的な「保守点検」「清掃」「法定検査」による適正な管理が、法律で義務付けられています。しかし、保守点検や清掃は専門的な作業が多く、みなさん自身で行うことは大変です。そのため、専門業者と契約を結び、適正な維持管理を行うようにしましょう。

※「法定検査」は、専門業者に受検手続きを代行してもらうことができます。



## 浄化槽の管理状況を確認しましょう

専門業者と契約している場合は、保守点検や清掃の記録がお手元に届けられます。法定検査の結果は、指定検査機関から検査結果書が通知されます。

みなさんの浄化槽がどのような状態にあるか確認してみてください。

## 浄化槽と上手に付き合きましょう

浄化槽は「設置したら終わり」ではありません。設置後の「適正な管理」や「正しい使い方」を実践しなければ、浄化槽はうまく働きません。

市では、みなさんに「浄化槽の適正な管理」の必要性を知ってもらうとともに、よりよい「適正な管理」が行える体制づくりに取り組んでいます。みなさん一人ひとりが浄化槽を守っていくことは、ふるさとの河川を守ることに繋がっているのです。